

特殊な団体傷害保険

改定前	改定後
<p style="text-align: center;">特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」担保特約</p> <p>第1条（保険金を支払う場合）</p> <p>(1) 当社は、被保険者が保険期間中に特定感染症(*1)を発病した場合は、この特約および普通約款(*2)の規定に従い保険金(*3)を支払います。</p> <p>(2) (1)の発病の認定は、医師(*4)の診断によります。以下同様とします。</p> <p>(*1) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(*5)第6条第2項の一類感染症、同条第3項の二類感染症、同条第4項の三類感染症または同条第8項の規定に基づき政令で定める指定感染症(*6)をいいます。以下この特約において同様とします。</p> <p>(*2) 傷害保険普通保険約款をいいます。以下この特約において同様とします。</p> <p>(*3) 後遺障害保険金、入院保険金または通院保険金をいいます。以下この特約において同様とします。</p> <p>(*4) 被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師をいいます。以下この特約において同様とします。</p> <p>(*5) 以下この特約において「法」といいます。</p> <p>(*6) 法第7条第1項の規定に基づき一類感染症、二類感染症または三類感染症に適用される規定と同程度の規定を準用することが政令で定められている場合に限ります。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>	<p style="text-align: center;">特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」担保特約</p> <p>第1条（保険金を支払う場合）</p> <p>(1) 当社は、被保険者が保険期間中に特定感染症(*1)を発病した場合は、この特約および普通約款(*2)の規定に従い保険金(*3)を支払います。</p> <p>(2) (1)の発病の認定は、医師(*4)の診断によります。以下同様とします。</p> <p>(*1) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(*5)第6条第2項の一類感染症、同条第3項の二類感染症、同条第4項の三類感染症、<u>同条第7項第3号の新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限ります。）であるものに限ります。）</u>または同条第8項の規定に基づき政令で定める指定感染症(*6)をいいます。以下この特約において同様とします。</p> <p>(*2) 傷害保険普通保険約款をいいます。以下この特約において同様とします。</p> <p>(*3) 後遺障害保険金、入院保険金または通院保険金をいいます。以下この特約において同様とします。</p> <p>(*4) 被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師をいいます。以下この特約において同様とします。</p> <p>(*5) 以下この特約において「法」といいます。</p> <p>(*6) 法第7条第1項の規定に基づき一類感染症、二類感染症または三類感染症に適用される規定と同程度の規定を準用することが政令で定められている場合に限ります。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>